



DEPARTMENT OF THE AIR FORCE
374TH AIRLIFT WING



2020年5月4日

横田基地所属の全司令部ならびにテナント部隊に対する覚書

差出人: 第374空輸航空団司令官

件名: 横田基地における公衆衛生非常事態宣言の更新に関して

1. 公衆衛生非常事態管理官 (PHEO) との協議の結果、2020年4月6日付の在日米軍司令官による公衆衛生非常事態宣言に倣い、2019年3月28日付の米国防総省命令 (DoDI)6200.03の「国防総省内における公衆衛生非常事態の管理」および2019年12月10日付の米国空軍命令10-2519の「公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項」に従い、横田基地において公衆衛生非常事態宣言を発令する必要があると判断しました。この宣言は、更新もしくは改定される場合、または私が本宣言の期限の前に取り消す場合を除き、2020年6月30日まで有効とします。この方針は、15日毎に見直しを行い、これらの措置を2020年6月30日まで継続すべきか、同期日以前に軽減すべきか検討します。
2. 横田基地のPHEOは、DoDI 6200.03およびAFI10-2519に記載される通り、全ての手段を講じて公衆衛生非常事態の特定、確認および抑制を行う事とします。この命令を実行するにあたり、PHEOは基地所属の人員および資産、または基地に勤務、在住、および来訪する他の人々に係る指導を発令する事ができます。(例 人員の健康を守るための措置、基地内の施設閉鎖、移動制限、特定の個人の隔離)。基地の個々人は私、在日米軍司令官、または我々の指揮系統内のより上部組織の司令官が以前に発令した公衆衛生非常事態についての全ての指示を守り、行動してください。更に、我々米軍およびコミュニティを守る追加の対策が将来的に打ち出された場合、それらに従って行動してください。
3. この命令は、米国軍人、米国軍に勤務する米民間人、全扶養家族、退役軍人および退職した米民間人、接受国従業員、契約業者及び基地に出入りする全ての人間を含め (しかしこれらに限定されるものではない)、現在横田基地にいる、もしくは所属する全ての人員が守る事を義務付けるものです。この公衆衛生非常事態の宣言期間中にこの命令に従う事を拒否する者、もしくは違反する者は、憲兵隊により拘留される可能性があります。軍法が適用されない人員については、日本の司法当局が対応するまでの期間、憲兵隊により拘留される可能性があります。更に、この公衆衛生非常事態の宣言期間中にこの命令に従う事を拒否、もしくは違反する米軍人は、統一軍法の下に処罰される可能性があります。統一軍法が適用されない人員で、この公衆衛生非常事態宣言

の期間中に命令に従う事を拒否する、もしくは違反する者については、扶養家族の早期送還、基地への入門禁止、もしくは基地退去を含む（しかしこれらに限定されるものではない）行政処分が与えられる可能性があります。

司令官

オーティス C ジョーンズ大佐